特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	自立支援医療受給者証(精神通院)の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福生市は、自立支援医療受給者証(精神通院)の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福生市長

公表日

令和6年6月28日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報							
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務						
①事務の名称	自立支援医療受給者証(精神通院)の交付に関する事務						
②事務の概要	障害者総合支援法に基づく、精神疾患のために継続的に通院による治療を受ける必要がある者を対象に医療費の助成を行う自立支援医療受給者証(精神通院)の申請受付、東京都への進達、受給者証の送付に関する事務。						
③システムの名称	障害福祉システム、団体内統合宛名システム						
2. 特定個人情報ファイル	2. 特定個人情報ファイル名						
資格管理ファイル、支払ファイ	ル、所得ファイル						
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の117の項及び別表省令第60条 ・事務処理特例条例第2条の表29の5の2の項						
4. 情報提供ネットワークシ							
①実施の有無	<選択肢>						
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「命令」という。)第2条の表(以下 「第2条の表」という。) 〇第2条の表の144の項、命令第146条 ・事務処理特例条例第2条の表29の5の2の項						
5. 評価実施機関における	5. 評価実施機関における担当部署						
①部署	福祉保健部障害福祉課						
②所属長の役職名	障害福祉課長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求						
請求先	福生市役所 福祉保健部障害福祉課 東京都福生市本町5番地 電話042-551-1511(代表)						

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

福生市役所 福祉保健部障害福祉課 東京都福生市本町5番地 電話042-551-1511(代表) 連絡先

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	16年6月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	16年6月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 Lきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評	通書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	重点項目評価書 全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関(については、それぞれ重	点項目評	価書又は全項	質目評価書において、リスクタイプ	ウ対策の詳細が記載		
2. 特定個人情報の入手(作	青報提	供ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [〇]委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]		く選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託	や情報提供ネットワーク	システム	を通じた提供	を除く。) [0]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステム	との接続		[]接絲]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・2	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[〕自己点検	[O]	内部監査	[〇] 外部監			
9. 従業者に対する教育・啓	8発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行って) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月1日	5-②所属長	中村利夫	森田雅枝	事後	形式的な変更のため、重要な 変更に該当しない。
平成29年4月1日	5-②所属長	森田雅枝	吉野 真寿美	事後	形式的な変更のため、重要な 変更に該当しない。
令和1年6月27日	Ⅳリスク対策	該当なし	様式改正に伴い記載	事前	
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		番号法第19条第8号	事前	
令和6年6月28日	I 関連情報 3.個人番号の利 用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1第84項 別表第 一省令第60条 事務処理特例条例第2条の表29の5の2の項	・番号法第9条第1項 別表の117の項及び別表 省令第60条 ・事務処理特例条例第2条の表29の5の2の項	事後	
令和6年6月28日	ワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第二省令第55条 事務処理特例条例第2条の表29の5の2の項	・番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「命令」という。)第2条の表(以下「第2条の表」という。) 〇第2条の表の144の項、命令第146条・事務処理特例条例第2条の表29の5の2の項	事後	
令和6年6月28日	人数 いつ時点の計数か	7 仙 千0月 口 时点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和6年6月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	7 仙 平 0 月 ロ 時 点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和6年6月28日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数	1,000人未満(任意実施)	1,000人以上1万人未満	事後	